

新潟市民病院防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市民病院（以下「病院」という。）における防犯カメラの設置及びその運用に関し必要な事項を定めることにより、病院を利用する者等の安全の確保及び権利の保護並びに施設の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の予防及び事故の防止を目的として、病院内の特定の場所に固定して設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。
- (2) 防犯カメラの運用 防犯カメラを用いて行う次に掲げる行為をいう。

ア 撮影

イ 撮影された画像（以下「画像」という。）の記録、保管、再生、及び消去（画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）の廃棄を含む。）

ウ 複製、印刷及び外部提供。ただし、第6条第4項ただし書、又は及び第7条第1項ただし書の規定により認められた場合に限る。

(防犯カメラ管理者等の設置)

第3条 病院に防犯カメラ管理者（以下「管理者」という。）を置くものとし、病院長をもってこれに充てる。

2 管理者は、病院の施設に設置される防犯カメラに関する業務を統括する。

3 病院に、防犯カメラ取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）及び防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置くものとし、取扱責任者には管理課長、取扱者には管理者が指定する管理課職員をもってこれに充てる。

4 取扱責任者は、防犯カメラの運用に関し、管理者を補佐する。

- 5 取扱者は、管理者及び取扱責任者の指揮監督の下に、防犯カメラの運用に関する業務を行う。
- 6 病院から防犯カメラの管理の委託を受けた者（以下「委託業者」という。）は、取扱責任者の指示により、操作を行う。
- 7 管理者は、取扱責任者、取扱者及び委託業者以外の者に、防犯カメラの運用に関する業務を行わせてはならない。

（防犯カメラの設置）

第4条 管理者は、防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 防犯カメラの設置台数が、この要綱の目的を達成するために必要な最小限の台数となること。
 - （2） 防犯カメラによる撮影範囲が、この要綱の目的に照らして最も適切な範囲となるよう調整すること。
- 2 管理者は、防犯カメラを設置するときは、病院の施設の出入口その他の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨及び連絡先を掲示しなければならない。
 - 3 防犯カメラの設置場所、及び設置台数は、別表のとおりとする。
 - 4 管理者は、防犯カメラを新たに設置しようとするとき、設置場所を変更しようとするとき、又は廃止しようとするときは、あらかじめ管理経営会議で報告し承認を得なければならない。

（管理者等の義務）

第5条 管理者、取扱責任者、及び取扱者（以下「管理者等」という。）は、画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 管理者等は、防犯カメラの運用に当たっては、常に必要最小限の範囲で行うものとし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び新潟市個人情報の保護に関する法律等施行規程（令和5年新潟市民病院管理規程第3号）の

趣旨に基づき、個人情報に係る来院者等の基本的人権を侵害することがないように適正に行わなければならない。

- 3 管理者は、委託業者に対し、この要綱の趣旨に基づき前2項の規定を遵守するよう指導するものとする。

（画像又は記録媒体の管理）

第6条 画像を保管する期間は、原則として7日以内（次条第1項ただし書の規定に基づき画像情報の提供を行う期間を除く。）とし、当該期間経過後は、管理者は速やかにこれを消去しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、管理者は画像を保管する期間を別に定めることができる。
- 3 画像は撮影時の原状により保管するものとし、編集又は加工をしてはならない。
- 4 画像はこれを複製し、又は印刷してはならない。ただし、法第18条第3項各号に該当する場合は、この限りでない。
- 5 管理者は、記録媒体の保管に関しては、その保管状況を記録するとともに、施錠することができる保管庫に保管する等盗難及び紛失の防止のために万全の措置を講じなければならない。
- 6 記録媒体の廃棄は、粉碎、溶解その他の適切な方法を用いることにより、記録媒体からの画像の再生ができない状態にしなければならない。
- 7 管理者は、前各項に定めるもののほか、管理する画像及び記録媒体について、事故が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

（閲覧及び提供の制限）

第7条 管理者等は、画像、画像を複製し又は印刷したものその他画像に係る一切の情報（以下「画像情報」という。）を、管理者等及び委託業者以外の者に閲覧させ、又は提供してはならない。ただし、法第18条第3項各号に該当する場合は、この限りでない。

- 2 管理者は、前項ただし書の規定により閲覧させ、又は提供する場合は、この要綱の趣

旨及び当該閲覧又は提供の目的に照らし、必要最小限の範囲にとどめなければならない。

3 管理者は、第1項ただし書の規定により閲覧をさせる場合は、取扱責任者又は取扱者のいずれかが立会いの上で行わなければならない。

4 管理者は、第1項ただし書の規定により提供する場合は、法第18条第3項第1号に該当するときを除き、当該提供を受ける相手方に対し、次に掲げる事項を遵守する旨を記載した文書をあらかじめ提出させなければならない。ただし、あらかじめ当該文書を提出させる暇がないときは、提供後速やかに当該文書を提出させなければならない。

(1) この要綱の趣旨に照らし、画像情報を適正に管理すること。

(2) 画像情報の提供を受けた目的以外への利用及び画像情報の第三者への無断提供をしないこと。

(3) 画像情報の提供を受けた目的を達成したとき当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体を返却すること。

5 管理者は、閲覧又は提供があった場合は、速やかに管理経営会議に報告しなければならない。

(苦情等への対応)

第8条 管理者は、来院者等から防犯カメラの設置又は運用に関する苦情等を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関して必要な事項は、管理者がその都度定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に設置されている防犯カメラは、第 5 条第 1 項の規定により設置された防犯カメラとみなす。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

別表

防犯カメラ設置場所

正面出入口	1 台
中央ホール	1 台
1 階外来廊下	2 台
サービス出入口	1 台
職員出入口	2 台
1 階更衣室前廊下	1 台
急患外来出入口	1 台
急患外来待合室 1	2 台
急患外来待合室 2	1 台
救命救急外来処置室	3 台
展望ラウンジ	1 台
展望デッキ	2 台
駐車場	1 6 台
エレベーター内	1 8 台
医局前廊下	1 台
3 階資料作成室前廊下	1 台
N I C U 出入口	1 台
N I C U 休憩室	1 台
2 階産科廊下	2 台
M 3 階廊下	2 台
M 3 スタッフルーム M 3 1	1 台
3 階廊下	2 台
南棟 1 階リトルスワン出入口風除室	1 台

特別救急外来風除室

1 台